

船舶事故調査報告書

令和3年2月17日

運輸安全委員会（海事専門部会）議決

委員 佐藤 雄二（部会長）

委員 田村 憲吉

委員 岡本 満喜子

事故種類	衝突（防波堤）
発生日時	令和2年3月7日 05時13分ごろ
発生場所	京浜港横浜第2区横浜外防波堤 横浜大黒防波堤西灯台から真方位282°1,880m付近 （概位 北緯35°27.2′ 東経139°40.5′）
事故の概要	貨物船第三 ^{ゆたか} 豊丸は、北西進中、防波堤に衝突した。 第三豊丸は、乗組員全員が負傷し、また、船首部に破口を生じ、防波堤は、側面に擦過傷を生じた。
事故調査の経過	令和2年3月18日、本事故の調査を担当する主管調査官（横浜事務所）ほか1人の地方事故調査官を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。
事実情報	
船種船名、総トン数	貨物船 第三豊丸、13トン
船舶番号、船舶所有者等	232-38606千葉、有限会社牧野船食
L×B×D、船質	15.40m×3.96m×2.04m、FRP
機関、出力、進水等	ディーゼル機関、389kW、平成19年2月
乗組員等に関する情報	船長 男性 76歳【昭和19年2月25日生】 一級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定 免許登録日 昭和54年12月6日 免許証交付日 平成29年5月10日 （令和5年2月17日まで有効）
死傷者等	軽傷 3人（船長及び乗組員2人）
損傷	本船：船首部外板に破口 防波堤：側面に擦過傷
気象・海象	気象：天気 曇、風向 北、風力3、視界 良好 海象：波高 約0.3m
事故の経過	本船は、船長ほか2人が乗り組み、外国船舶に代納する資機材積み込みの目的で、令和2年3月7日03時30分ごろ、京浜港横浜第1区本牧ふ頭A突堤2号岸壁に向けて千葉港を出港した。 船長は、05時05分頃、横浜航路に至り、前路に視認した横浜外同防波堤の切り通しの両側に設置された緑灯と紅灯をいずれも側面標

	<p>識の灯浮標と思い、その間を航行することとし、以後、目視により、約17ノットの対地速力で北西進した。</p> <p>船長は、本牧ふ頭A突堤沖に至って同突堤との距離が近く感じ、右舷標識の灯浮標と思っていた紅灯を左舷直近にみて航過することとして僅かに右転した直後、05時13分ごろ、横浜外防波堤の切り通しから約5m北側に衝突した。</p> <p>本船は、船首部外板に破口を生じ、乗船者全員が軽傷を負った。</p> <p>船長は、本牧ふ頭A突堤2号岸壁で待機中の作業員に事故の発生を知らせて救急車の手配を依頼し、着岸後、同乗者2人を救急車に引き継いだのち、破口が生じた状態で代納業務を終わらせた。</p> <p>船長は、再び、本牧ふ頭A突堤2号岸壁に戻ってきたところ、海上保安庁から止め、業者のえい航で千葉港向け回航した。</p> <p>(付図1 事故発生場所概略図、写真1 本船及び損傷状況参照)</p>
<p>その他の事項</p>	<p>船長は、千葉港周辺において、約40年の代納業を営んでいたものの、今回、横浜の同業者の依頼を受けて、初めて横浜港周辺を航海した。</p> <p>船長は、今回の代納業務を行うにあたり、千葉港から横浜航路への航海については、事前に海図等の水路調査を行い、航海計器を確認しながら航行したものの、横浜航路以降については、港内航行であるので、目視で航行可能と思い、事前の水路調査を行っていなかった。</p> <p>船長は、視界は良かったものの、横浜外防波堤付近が暗くて見えず、また、レーダー及びGPSプロッターを確認していなかったため、横浜外防波堤及び切り通しの存在を認識していなかった。</p> <p>船長は、紅灯を灯浮標と思っていたので、同灯を左舷直近に見て航過しても支障ないと思った。</p> <p>船長は、事故後、レーダー及びGPSプロッター画面上に横浜外防波堤が表示されていたことに気付き、航海計器を確認していれば、本件事故の発生を防げたと思った。</p>
<p>分析</p> <p>乗組員等の関与</p> <p>船体・機関等の関与</p> <p>気象・海象等の関与</p> <p>判明した事項の解析</p>	<p>あり</p> <p>なし</p> <p>なし</p> <p>本船は、京浜港横浜第2区において、北西進中、船長が、横浜外防波堤の切り通しに設置された緑灯及び紅灯を灯浮標と思い、紅灯を左舷直近に見て航過しようとして右転したことから、同防波堤に向かう態勢となり、衝突したものと考えられる。</p> <p>船長は、千葉港から横浜航路への航海については、事前に海図等の水路調査を行い、航海計器を確認しながら航行したものの、横浜航路以降については、港内航行であり、目視で航行可能と思い、事前の水路調査を行っていなかったものと考えられる。</p>

	<p>船長は、視界は良かったものの、横浜外防波堤及び切り通り付近が暗くて見えず、また、目視のみで見張りを行っていたことから、横浜外防波堤及び切り通しの存在を認識していなかったものと考えられる。</p> <p>船長は、紅灯を右舷標識の灯浮標とっていたことから、小型船である本船が左舷に見て直近を航過しても支障ないと思ったものと考えられる。</p>
原因	<p>本事故は、夜間、京浜港横浜第2区において、本船が北西進中、船長が、横浜外防波堤の切り通しに設置された緑灯及び紅灯を灯浮標と思い、紅灯を左舷直近に見て航過しようとして右転したため、同防波堤に向かう態勢となり、衝突したものと考えられる。</p>
再発防止策	<p>今後の同種事故等の再発防止及び被害の軽減に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 船長は、事前の水路調査並びに目視及び航海計器により、見張りを行うこと。 ・ 船長は、事故が発生した場合、負傷者の有無、船体の損傷状況等を確認するとともに、速やかに海上保安庁に通報すること。

付図1 事故発生場所概略図

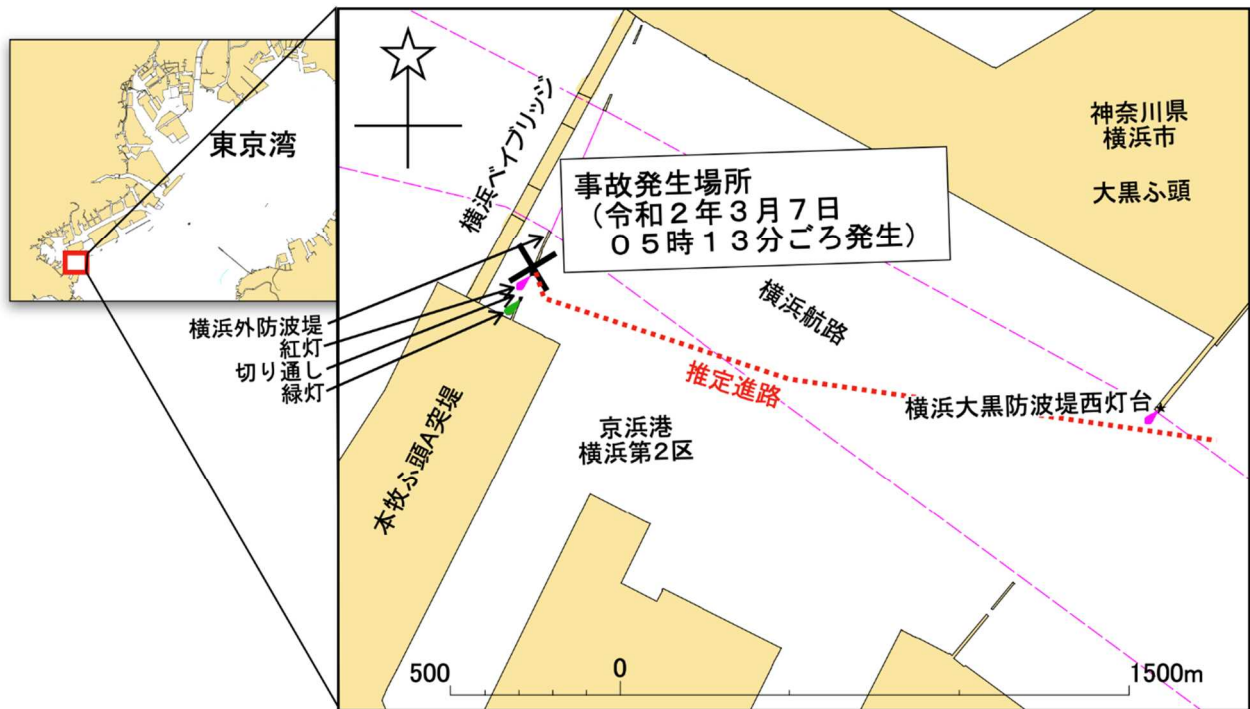


写真1 本船及び損傷状況

